

# 第 3 3 回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 (月) 午後 3 時 0 0 分より  
於：島原市有明文化会館 2 階 多目的ホール 1

## 第 3 3 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 9 年 2 月 2 7 日 ( 月 ) 1 5 時 0 0 分
2. 閉会時間 平成 2 9 年 2 月 2 7 日 ( 月 ) 1 5 時 5 5 分
3. 開催場所 島原市有明文化会館 2 階 多目的ホール 1
4. 出席委員者の数 2 7 名
5. 欠席委員者の数 4 名
6. 議案
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 ( 所有権移転 ) の規定による許可処分の取消願について
  - 第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
  - 第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
  - 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 ( 案 ) について
  - 第 5 号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画 ( 案 ) について
7. 報告事項
  - 報告第 1 号 合意解約通知書について
  - 報告第 2 号 使用貸借解約通知書について
  - 報告第 3 号 農業用施設届について
  - 報告第 4 号 農地台帳登載申請について

午後 3 時 0 0 分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第33回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員は公務の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番について説明します。

農地法第3条の規定による許可につきましては、昭和・・・年・月・・・日付け、長崎県指令・・・農開第

・・・号で許可しておりましたが、譲渡人の、・・・さんの相続人である、・・・の・・・さんと、譲受人の相続人である、・・・の・・・さんの双方の合意による、取り消しをおこないたいとの申請です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番については許可を取り消すことに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可処分<sup>ケル</sup>の取消願いの1番については許可を取り消すことに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地2,067平方メートルに、太陽光発電施設(588.14平方メートル、49.50kw)の設置及び農業用車両の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10<sup>ヘクタール</sup>未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

#### 現地調査員

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで農地、西側は農地、東側は宅地、南側は農地及び申請者の宅地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

・・・番

農業用車両のすぐ下が私の家になります、高さが4メートルぐらいあり、勾配が40から70ぐらいある。

そこで農業車両をこんなに近くに止めたら、崩れる恐れがあるんですよ。石垣が勾配のところにあり、以前の所有者は・・・さんだったんですが、相談に来られて、以前はやぼでした、石垣を

積みたいと相談に来られて、菊の切り枝の捨て場だったのですが、それはいいですよ、家を建てないのならと答えていたんですね。その後石垣をして、泥をやって苗床にした、家を建てなければいいですよと言っていたんですよ。

家を建てれば重量があるので崩れる恐れがあるんですよ。

今回見に行かれたかたは分からなかったかもしれませんが、石垣が崩れないように柳を植えているんですよ。

そこがわからなかったんじゃないかと思うんですよ、柳で、勾配なんかが。

そこに家を建てて車庫にされれば重量があるので崩れる恐れがあるんですよ。

重量があるからですね、前の持ち主の方にもそこには家を建てないように言っていたんです。

苗床だから許可したんですよ、家を建ててるのなら許可しなかったんですよ。

この駐車場も、トラックの大きいのに重い機械を積んでこられると崩れる恐れがあるんです。

今度の現地調査に行かれた方も、上から見たのではわからなかったと思うのです、柳があるので、もう一度見てもらって判断してもらいたい。

そうしないと私たちがその下に寝てるもんですから、私も現地調査の時に言ってもらえば私も来て説明したんですけど、連絡がなかったもんですから、これを見て私もびっくりしました。

総会が終わってから見に来てください。よろしくお願いします。

議長

現地調査員は、そのへんはいかがですか。

・ ・ 番

一番近くの方が心配されているので、総会が終わってから地区の人と見に行ってもらいたい。

・ ・ 番

これで家を建てられたら、前の持ち主にも苗床ならいいです、もし家を建てたり大きな車を入れられると、崩れるのは目に見えている。

苗床として使うということなので、了解したのですから、勾配がなければいいんです、勾配のあるところに石垣を積んであるもんですから。

議長

現地調査の人は被害防除計画を見ただけではわからないと思いますが、何か崩壊しない条件を付けることではどうでしょうか。

・ ・ 番

家を建てるとなら4メートルぐらい離して建ててもらえば。

・ ・ 番

これは隣接の人が不安に思っておられますので、もう一度現地調査員や地元農業委員の方で調査してもらい、今回は保留して来月の総会にもう一度かけるようにしてはどうでしょうか。

・・番

今は以前の地主さんではないので、買われた方はそのへんを全然知らないんですよ、前の人との話も、苗床にすることも知らないんです。他の人に売っているもんですから。

事務局

・・さんの自宅の上ということで、今の計画では、農機具の車両置き場となっているんですが、今から先、転用後、家を建てられても農業委員会では対応が出来ないことになります。

保留という話もあったんですが、保留してもう一回申請者に話をして、皆さんが言われたように4メートルぐらいは家を建てない、機械を置かないようにと話はできるのですが、相談して、本人が同意されればいいんですが、本人が同意しなくても農業委員会では止めることは難しいと思います。

ただ、農業委員会で意見書に崩れる恐れがあるので、4メートルぐらいは控えた方がいいと意見を付して県に進達することはできます。

保留にして本人と再度交渉することもできるのですが、本人が了承されない場合は意見を付して送付することしかできません。どちらにするかを検討してもらいたい。

・・番

私が直接行って相談して納得させます。

(「次にまわして、話をすればいいのでは」と発言する者あり)

事務局

現地を見て話をして、保留にするという形なのか、了承がとれたら、認めて県に送付するとするのかを決めてもらいたい。あるいは、保留にして来月に回すかを協議してもらいたい。

・・番

私も現地調査に行ったんですが、確かに・・さんの言われるように、石が小さいなと思いました、

・・さんがここにいたらなんか言われるよねと言って帰ってきました。

太陽光と別になっていたら、個々の分だけ保留にできたんですけど、1つの議案ですよ。

保留にしてちゃんとしてから。意見を付すということは効力はないのでしょうか。

事務局

後は県の判断です。あくまでも農業委員会では、こんな意見でしたと意見書に書いて送付することになり、最終的には県が判断することになる。

また、そういう意見がでたら県の農業会議にも諮問をしなければいけない。

・・番

農業委員会の議決は何なのかと言われる、後は県の判断としたら、やはり保留して農業委員会として、大事を取って1ヶ月遅れて協議をして、議決をしたほうがいいのでは、条件だけ入れても無駄になるので。

私たちも上からしか見てなかったもので、確かに危ないとは思っていたのですが。

・・番

・・委員さんの意見で、来月まで保留ということになっていますが、保留にするからには被害防除計画をどういう風にしたいということを決めておかないと、安全策を取って先方と協議をしなければならないと思うわけです。

その点をはっきりした上で保留なら保留と決め、来月まで保留にするとなると安永さんからもうどう風をしたいと意見を言っていたかかないといけないんじゃないかと思えます。

・・番

家を建てるなら4メートルぐらい離して建てていただかないと、この図面では敷地の端まで車をとめるようになっている。勾配のあるところから石垣が積んであるので心配している。

議長

被害防除計画では確認できないので、再度条件を付けて送るのか、来月に回すかの意見が出ているわけですが、どちらですか、申請者は条件通りすると思えますが。

・・番

総会終了後、皆さんに見ていただいて、私の言っていることが正しいのか、そうでないか、皆さんで見えていただいて判断してもらいた。結論をだしてもらいたい。

議長

被害を与えるようなことは、民法上も被害がでるようなことは出来ないわけですから。

今は被害防除計画書になっており、同意書はいらないとなっています。被害防除計画書が被害が及ばないような防除計画であれば問題はないですが、この計画書では説明が出来ないわけですから、そういうのも含めてどちらにするか、案が2つあるわけですね。これは県農業会議に上げた場合でも説明をしなければいけないわけです、問題がある場合は県農業会議に上げるわけですから、いま3千平方メートル以上なんです、3千平方メートル以下でも問題がある場合は上げるわけですから、事務局と一緒に説明するわけです。毎月10日頃までにあるわけです。

・・番

私の家まで4メートルぐらいあるわけです、それから勾配があるわけでしょう。

向こうの方も4メートルぐらい離して家を建てられればいいわけですが、あまり近いと私も恐ろしいなと思うわけです。平地なら問題ないんですけど。

議長

私も現地は知っています、申請者は4メートル空けてと言え、すると思います。

狭い土地で使うのならそれもあるかもしれませんが、本人も農地として使いたいわけですよ、ところが、機械を使うのは、2、3台繋ぐわけですよ、牧草を作る場合は。

こういう所には置けないわけです。

ただ、ここが余っていたため、考えていると思うわけです、この頃から来ているわけですから、そうしてくれと言え、そうすると思います。

私も隣に迷惑がかからないように言っているわけですから。

過去にもこういう問題があったわけです、許可が下りたら、ぎりぎりまで建てられたわけですよ、県の方もそういうことだと取り消すとなったわけです。

文句は私のところに来るわけですよ、私の地区ですから、その時は多数決だったんですよ。

ところが、ぎりぎりまでだと県も許可しないと思います。その時は私も県農業会議に行くわけですから、説明をするわけですから。

農業会議にも専門家がいるから、土地改良の方が、それは厳しくみられる方ですから。

たぶん、そういう場合は許可は下りないと思いますよ。

・・番

いろいろ言わずに、来月に回していいんじゃないでしょうか。次の現地調査員と地元の委員さんと呼んでどういう風にした方がいいのか決めればいいんじゃないですか。

(「このままでは、県に上げられないでしょう」と発言する者あり)

議長

今の意見では、来月に回すのと、意見書に意見を付して送るかの2通りがあるわけです。

・・番

被害防除計画では、現況のまま使用となっているんですね、現状のまま。

そうした場合、訂正なしのそのままの状態ということです。

いま、・・委員が隣接であっても、どなたが隣接であっても隣接に被害が被る恐れがあるということで保留にするからには、その内容をどういう防除計画にしてもらうかも検討する必要があると思います。

・・番

内容は今言われた通りでいいと思います。

それを・・さんだけの問題ではなくして、現地調査員が4人おられますので、その方たちに現地を見ていただいて、なるほどなという状態で上げてもらった方がいいと思います。

・・委員が言われたように、保留にして来月の総会に不備のないように見直して上げてもらった方がベターだと思います。

だいたい、今までもそういうやり方でやってきたと思いますので、問題があり、議決できない場合は、そういうふうにして。そうしないと、この会があまり意味がないと思います。

議長

今、条件を付けて、4メートル離せば問題はないと、来月の現地調査員と確認する。ほかにないでしょうか。

・・番

条件を付けるのではなく、保留にして、来月の現地調査員と一緒に確認して、話し合っ、それでいいとなったら総会に上げればいいんじゃないでしょうか。条件とか言わずに。

・・番

・・委員も4メートル離せばいいと言っておられますので、来月に回すといっておられますが、4メートル離すと条件を付けていいのではないのでしょうか。

・・番

今、農業委員会の会議ではないようになってますが、個人対農業委員のようになっていますね。

来月に遅らせて、地元でちゃんと協議して、それから上げた方がいいのではないですか。今、・・さんの条件という話になっていて、農業委員会の議事の中に・・さんの条件という話を持ってきたらダメでしょう、今回たまたま・・さんがここにおられるのでいいんですが、おられない場合はどうなるんですか、この問題は、来月に回したほうがいいと思います。

(「賛成」という発声)

議長

第2号議案の1番は保留にして、来月の総会で再度審査することよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請1番については保留にして、来月の総会で再度審査することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地500平方メートルに、木造2階建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は農地、南側及び西側は申請者の農地となっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請2番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、・・・の・・・さん、・・・の・・・さんの3名で、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地1, 042平方メートルを譲り受け、事業所兼倉庫建設及び駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、東側は農地、西側は道路、南側は道路を挟んで農地、北側は譲渡人及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番の農地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地119平方メートルを譲り受け、木造平屋建て物置建築及び車両進入路、駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、東側は譲受人の農地、南側は第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番の農地、西側は道路、北側は農地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さん、申請地、1, 262平方メートルを譲り受け、宅地を4区画造成し分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は公園及び道路、東側は農地、西側は道路、南側は宅地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ放流、分譲販売には合併浄化槽設置が条件となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番 ・・・ 委員の退場を求めます。

(・・・ 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集4ページから10ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 24件 46筆 59,816.00㎡

耕作権の再設定 12件 27筆 25,500.00㎡

合計 36件 73筆 85,316.00㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集11ページに記載のとおりで、2件 4筆 3,092.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・・・番 …… 委員の入場を求めます。

（…………… 委員 入場）

議長

・・・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。

次に、第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、  
番 …… 委員の退場を求めます。

（…………… 委員 退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の44筆59,008.31㎡分について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出がありました。

機構が中間保有することの審査決定を受けた後に、機構が貸し付ける担い手として適当かどうかの意見を聴取してもらえば、総会日に農用地利用集積計画（案）の審査決定と配分計画（案）の意見聴取を同日の会で良いとなっています。

については、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取することになっています。

議案集の12ページ、13ページと、別添①添付書類をご覧ください。

今回は、受け手19名の方の詳細について、事前に添付書類として議案といっしょに送付しております。

添付書類に記載のとおり、受け手の耕作面積、農機具の詳細、農業従事者、作物の種類、通作距離

を確認した結果、全員許可要件を満たしておりました。  
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。  
・番 . . . . . 委員の入場を求めます。

(. . . . . 委員入場)

議長

・委員に関する案件も含め、同意することに決定しましたので報告します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集14ページに記載のとおりで、1件 4筆 4, 479. 00㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集15ページから18ページに記載のとおりで、9件 35筆 38, 267. 95㎡の届けがありました。

次に、報告第3号、農業用施設届については、議案集19ページに記載のとおりで、1件 1筆 164. 27㎡の届けがありました。

次に、報告第4号、農地台帳登載申請については、議案集19ページに記載のとおりで、1件 1筆 211. 83㎡の届けがありました。

なお、現地確認は、2月22日の現地調査時に・番 . . . . . 委員、・番 . . . . . 委員、・番 . . . . . 委員、・番 . . . . . 委員に確認していただきました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、以上で第33回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第33回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後3時55分